

サブスクリプションサービス規約 20210220

株式会社総合システム(以下弊社)の提供する「サブスクリプションサービス」は、本規約に基づきサービスを提供するものとします。本規約の内容は変更される場合があります。その場合、弊社は内容、変更時期をホームページ等その他弊社が適切と考える方法にて事前に周知するものとします。

第1条(サービスの目的)

本サブスクリプションサービス(以下本サービス)は、お客様がサブスクリプション契約期間中、製品を安心して安全かつ快適に継続してご利用いただく環境を実現することを目的とします。

第2条(対象)

(1)本サービスの対象となる製品は、お客様が保有されている製品より選択された製品です。ただし、お客様がサービスを受ける時点で販売している最新バージョンの製品でソフトウェア使用権許諾契約書に同意の上、使用しているものに限りです。

(2)弊社が販売する製品であっても紹介プログラムなど他社製品は、対象外となります。現在販売している製品は、ホームページ(<https://www.sogonet.co.jp>)の製品情報よりご確認ください。

(3)弊社は、ホームページ等による事前通知などにより、特定の製品を本サービスの対象から除くことができるものとします。

第3条(主なサービスの内容)

本規約の制定時点での本サービスの内容は以下の通りです。詳細は「(別紙)サブスクリプションサービス内容一覧」の通りとし、以降、サービス内容の変更、追加、削除等については「(別紙)サブスクリプションサービス内容一覧」の内容を本サービスの内容とします。

- (1)ボリュームライセンスの提供
- (2)フローティングライセンスに対応
- (3)メンテナンス&アップグレードフリーサービス
- (4)サポートサービス(電話サポートは弊社営業日の9:00~12:00、13:00~17:30まで)
- (5)総合メニューランチャーの提供

第4条(問い合わせサポートの対象範囲)

第3条(4)の問い合わせサポートについて

(1)問い合わせサポートは以下をサービスの対象範囲といたします。

- ・製品の導入や起動方法に関する説明
- ・製品の基本的な使い方に関する説明

(2)以下の事項は、問い合わせサポートのサービス対象範囲外といたします。

- ・コンピューター、Windows、他社製品、ネットワークなど本サービス以外の内容に関する問い合わせ
- ・弊社が動作を保証していない環境で利用した場合に起こる問題に関する問い合わせ
- ・対象製品の旧バージョンの使用に関する問い合わせ

(3)問い合わせサポートは、あくまでも「助言」や「提案」をお客様にご提供するものです。従って、お客様の問題が解決することやお客様の目的に合うことを保証するものではありません。弊社は、提

供した問い合わせサポートのサービスによりお客様に生じた直接的または間接的な損害に関し、いかなる責任も負いません。

第5条(サービス期間)

(1) 本サービスの有効期間は1年間で、弊社にて製品のユーザー登録を行った時点よりサービスが開始され、その日が属する月より1年後の月末まで有効です。サービスの有効期間は「マイページ」よりご確認ください。

(2) 製品購入時には初年度の本サービスが付帯します。

(3) 複数の対象製品をお持ちのお客様が第6条(4)の「区分割引」へのご加入を選択されたとき、全ての製品の有効期間は、「区分割引」へ加入可能な対象製品の中で最も早く到来する契約終了日が属する月より1年後の月末に変更されるものとします。

(4) 本サービスの有効期間満了日の1ヶ月前までにお客様から第7条(3)の意思表示がない場合、安心、安全、快適な環境が途切れることのないよう契約延長のお申込みがあったものとみなして本サービスは1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

(5) 本サービスは契約期間の中断、一時停止をすることはできません。

第6条(費用)

(1) 製品購入時の初年度費用は製品価格に含まれます。

(2) 本サービスの費用、(4)「区分割引」についてはホームページ等に記載するものとします。

(3) 有効期間内に(5)の手続きが完了しなかった場合、有効期間を以てサービスが終了となります。再度のご契約の際は製品価格のお支払いが必要となります。

(4) 複数の対象製品をお持ちのお客様が、全ての対象製品を一括で本サービスにご契約いただく場合、「区分割引」を適用いたします。

(5) 製品購入時、本サービスの契約更新時または再度のご契約時に弊社より請求書が送付されますので翌月末日までにお振込みください。所定の期日までにお振込みがない場合、自動的にサービスが停止されます。

第7条(契約の解除・変更等)

(1) 本サービスは、申込後のキャンセル及び中途解約は出来ません。

また、事由の如何に関わらず、お支払いいただいた費用、消費税は返金いたしませんのでご了承ください。

(2) 本サービスの対象製品について、ソフトウェア使用権許諾契約書上の使用権が消滅した場合、本サービスも自動的に消滅するものとします。

(3) 本サービスの解約または、対象製品の変更をする場合、お客様は有効期間満了日の1ヶ月前までに解約・変更届にて申し出を行うものといたします。

第8条(免責事項)

提供したサービスの結果により、お客様に損害が生じた場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第9条(その他)

- (1)お客様は、本サービスを受ける権利を第三者に譲渡しないものとします。
- (2)本サービスの内容、費用等は変更される場合があります。その場合弊社は、内容、変更時期をホームページ等弊社が適切と考える方法にて事前に周知するものとします。

2021年2月20日改定
株式会社総合システム